



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年9月16日金曜日 第2808号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(情報政策課) ...	698
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	698
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(") ...	699
港湾施設の概要.....	(港湾海岸課) ...	700
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	(会計課) ...	700
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	700
道路の区域変更(県道弓削島循環線).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	700
道路の供用開始(").....	(") ...	701
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	701
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	701
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	702
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	702
道路の区域変更(県道宇和島城辺線).....	(南予地方局愛南土木事務所) ...	702
道路の供用開始(").....	(") ...	702
道路の供用開始(県道串内子線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	702

公 告

サンプル整経機の購入.....	(会計課) ...	703
高分解能観察装置(FE-SEM)の購入.....	(") ...	704

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	705
-----------------------------	---------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1040号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年9月16日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
端末操作ログ等管理システムの借入れ一式	愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年8月29日	株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	770,536円 (月額)	一般競争入札	平成28年7月8日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1041号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年9月16日

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモス神郷店
新居浜市又野1丁目甲1499番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 代表取締役 宇野 正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年 4月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,709.17平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
59台
イ 駐輪場の収容台数
20台
ウ 荷さばき施設の面積
27平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後 9時45分
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 午前 9時45分から午後10時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成28年 8月29日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から 1月間縦覧に供する。
(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
(2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1042号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から 4月間縦覧に供する。

平成28年 9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
イオンタウン川之江	四国中央市妻鳥町字樋之上1795番地 外	大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名	三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 加納 岳 東京都港区西新橋三丁目9番4号	三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	平成27年 10月1日 ほか	平成28年 9月5日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から 1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1043号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成28年 9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
防 波 堤	西条市ひうち地先	延長 251.0メートル

○愛媛県告示第1044号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成28年 9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
丹第 23号	西条市石田568番地 8	愛媛県県友会西条市西支部	売りさばき人住所 西条市石田568番地 8 売りさばき所 西条市石田568番地 8	売りさばき人住所 西条市丹原町北田野1681番地 2 売りさばき所 西条市丹原町北田野1681番地 2	平成28年 6月 1日

○愛媛県告示第1045号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、朝倉村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 9月16日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 重 鬼	今治市古谷甲95番地 1
"	越 智 友 雄	今治市朝倉上甲2052番地 4
"	越 智 存	今治市朝倉上甲87番地
"	曾我部 洋 三	今治市朝倉上甲693番地
"	渡 辺 隆 弘	今治市朝倉上甲920番地
"	越 智 修 三	今治市朝倉上甲1509番地 1
"	加 藤 和 敏	今治市朝倉上甲1096番地 3
"	渡 邊 正 記	今治市朝倉上甲2787番地 2
"	永 井 房 一	今治市朝倉南甲374番地
"	長 井 三 造	今治市朝倉南乙113番地 7
"	仙 波 洋 二	今治市朝倉南甲312番地
"	武 田 博 志	今治市朝倉北甲368番地
"	白 石 良 光	今治市朝倉下甲820番地 1
"	南 條 泉	今治市朝倉下甲1182番地
"	南 條 紀 男	今治市朝倉下甲1179番地
"	越 智 等	今治市山口甲203番地 2
"	窪 田 悟 師	今治市古谷甲759番地 3

監 事	越 智 修 二	今治市朝倉上甲2154番地
"	阿 部 正 人	今治市朝倉北甲434番地
"	白 石 浩 二	今治市朝倉下甲917番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 重 鬼	今治市古谷甲95番地 1
"	越 智 友 雄	今治市朝倉上甲2052番地 4
"	越 智 存	今治市朝倉上甲87番地
"	曾我部 洋 三	今治市朝倉上甲693番地
"	渡 辺 隆 弘	今治市朝倉上甲920番地
"	越 智 修 三	今治市朝倉上甲1509番地 1
"	加 藤 和 敏	今治市朝倉上甲1096番地 3
"	越 智 巧	今治市朝倉上甲2725番地 1
"	永 井 房 一	今治市朝倉南甲374番地
"	長 井 三 造	今治市朝倉南乙113番地 7
"	仙 波 洋 二	今治市朝倉南甲312番地
"	武 田 博 志	今治市朝倉北甲368番地
"	白 石 良 光	今治市朝倉下甲820番地 1
"	南 條 泉	今治市朝倉下甲1182番地
"	日 浅 正 則	今治市朝倉下甲680番地 2
"	清 水 亘	今治市山口甲192番地
"	窪 田 悟 師	今治市古谷甲759番地 3
監 事	小 澤 公 暁	今治市朝倉上甲2097番地 4
"	阿 部 正 人	今治市朝倉北甲434番地
"	石 丸 孝 光	今治市朝倉下甲174番地

○愛媛県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削上弓削377番2地先から 同町弓削上弓削237番地先まで	旧	メートル 3.6~11.7	キロメートル 0.201	
		越智郡上島町弓削上弓削377番2から 同町弓削上弓削237番地先まで 及び 越智郡上島町弓削上弓削356番2から 同町弓削上弓削1911番まで	新	4.0~17.9 8.3~17.9	0.201 0.131	

○愛媛県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削上弓削377番2から 同町弓削上弓削237番地先まで 及び 越智郡上島町弓削上弓削356番2から 同町弓削上弓削1911番まで	平成28年 9月16日

○愛媛県告示第1048号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成28年 9月16日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉 サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811000185	株式会社 FUNKY FAMILY COM PANY	愛媛県伊予市双海町上 灘甲5812番地2	岡 孝 彦	居宅介護	ケアサポート とにかく笑えれば	愛媛県伊予市双海町上 灘甲5812番地2	平成28年 9月1日
3811000185	株式会社 FUNKY FAMILY COM PANY	愛媛県伊予市双海町上 灘甲5812番地2	岡 孝 彦	重度訪問介護	ケアサポート とにかく笑えれば	愛媛県伊予市双海町上 灘甲5812番地2	平成28年 9月1日

○愛媛県告示第1049号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般-24)第1853号	平成24年 10月12日	己道利建設(株)	高岡 裕治	伊予市双海町上灘甲4524	平成28年 8月1日	土木工事業	建設業の廃止
(般-23)第12348号	平成23年 8月24日	松田建設(有)	松田 正則	伊予郡砥部町千足38	平成28年 8月12日	大土工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般-26)第17461号	平成27年 3月23日	(株)H S ・ J a p a n	重松 宏和	松山市小坂5-13-10	平成28年 8月18日	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般-24)第17050号	平成24年 8月7日	上田電気	上田 真生	松山市土居町田223-1	平成28年 8月22日	電気工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-26)第2669号	平成27年 1月31日	(株)福崎組	福崎美智子	松山市大可賀2-3-17	平成28年 8月26日	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般-24)第8613号	平成24年 4月18日	天裕建設(株)	影浦 敏直	伊予市下唐川甲88-2	平成28年 8月30日	土木工事業 及び・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1050号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年9月16日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建（開）第23号 平成28年9月2日	東温市南野田字若宮166番4	東温市野田三丁目10番地3 ディアスM C棟201号 正 原 幸 治 正 原 千 里

○愛媛県告示第1051号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成28年9月16日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	管 家 一 夫	西予市宇和町卯之町1丁目257番地
"	井 上 富士大	西予市三瓶町有太刀141番地

○愛媛県告示第1052号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都850番7から 同町僧都846番5まで	旧	メートル 4.0～16.7	キロメートル 0.423	
			新	16.2～32.9	0.423	

○愛媛県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都850番7から 同町僧都846番5まで	平成28年9月16日

○愛媛県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	大洲市田処乙1619番1地先から 同市田処乙1620番3地先まで	平成28年9月16日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
サンプル整経機の購入
- (2) 購入物品名及び数量
サンプル整経機 一式
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
平成29年2月28日(火)
- (5) 納入場所
愛媛県産業技術研究所繊維産業技術センター
(所在地：今治市クリエティブヒルズ4-1)
- (6) 入札方法
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912-2156
- (2) 入札書の受領期限
電子入札による場合は、平成28年10月27日(木)の午前9時から同月28日(金)午前10時59分まで

紙入札による場合は、平成28年10月28日(金)午前10時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成28年10月28日(金)午前11時00分
愛媛県総務部入札室 本館2階
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：平成28年10月21日(金)午後5時00分
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 契約保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。
 - (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (8) その他
ア 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。
イ 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased :
Sample warping machine , 1
 - (2) Time limit of tender : 10 : 59a . m . , 28 October 2016
 - (3) For further information , please contact : Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
高分解能観察装置 (F E - S E M) の購入
- (2) 購入物品名及び数量
高分解能観察装置 (F E - S E M) 一式
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
平成29年3月10日 (金)
- (5) 納入場所
愛媛県産業技術研究所技術開発部 (所在地 : 松山市久米窪田町487 - 2)
- (6) 入札方法
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089) 912 - 2156
- (2) 入札書の受領期限
電子入札による場合は、平成28年10月27日 (木) の午前9時から同月28日 (金) 午前9時59分まで
紙入札による場合は、平成28年10月28日 (金) 午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
平成28年10月28日 (金) 午前10時00分
愛媛県総務部入札室 本館2階
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限 : 平成28年10月21日 (金) 午後5時00分
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 契約保証金
愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第152条から第154条までの規定による。
 - (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (8) その他
ア 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接または郵便 (書留郵便に限る。) により提出すること。
イ 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased : High-resolution observation apparatus (field-emission scanning electron microscope) , 1
 - (2) Time limit of tender : 9 : 59a . m . , 28 October 2016
 - (3) For further information , please contact : Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan TEL 089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成28年9月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,187,384
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,748
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 248,423

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	44,106	14,702
南宇和郡	19,940	6,647
松山市・上浮穴郡	439,345	139,891
今治市・越智郡	144,101	48,034
宇和島市・北宇和郡	81,199	27,067
八幡浜市・西宇和郡	39,826	13,276
新居浜市	101,710	33,904
西条市	93,305	31,102
大洲市・喜多郡	53,212	17,738
伊予市	32,037	10,679
四国中央市	75,626	25,209
西予市	34,635	11,545
東温市	28,342	9,448